

# 「鑑草」における『迪吉録』からの「借用」問題

——両者の比較検討を中心に

董 航

はじめに

中江藤樹（一六〇八～四八）と明末の顔茂猷（一五三七～一六三七）との間には、奇妙な因縁がある。それは、「中国書物としては『勸善書』↓『迪吉録』という説話ルートをたどりながら、日本の「鑑草」↓『善悪報ばなし』という読み物群に影響を与えた」ということである。<sup>1</sup>藤樹が三十六～七歳<sup>2</sup>の時、茂猷著『迪吉録』を受容し、日本善書史上における最初の善書と推測される「鑑草」を著した。「鑑草」に収録された六十一條の説話の中、四十八條は「迪吉録」から「借用」<sup>3</sup>していることから、「鑑草」は実質上、「迪吉録」の節録であるとも言えるのである。また、「鑑草」は、大著と言われる名作を多数抱えている藤樹が生前、刊行を容認した唯一の著述でもあり、藤樹の最も自信のある著作であるとも指摘されている。<sup>4</sup>一方、『迪吉録』は茂猷の善書思想及び彼の知識人としての立場を示した著書であり、居官・民衆を問わず有益であると評価されている。<sup>5</sup>

次に、「鑑草」と『迪吉録』との比較検討に関する主たる先行研究を回顧する。青山<sup>6</sup>は、「鑑草」の説話とその典拠との対比によって、「鑑草」は藤樹晩年の仏教を受容・吸収していた時期の所産であり仏教的な女訓書であると示している。高橋<sup>7</sup>は、それに加えて、さらに同じ典拠に拠る「堪忍記」の例話との対比を視野に入れ、「鑑草」は藤樹の儒教の思想的立場を示す書物であると指摘している。呉<sup>8</sup>は、藤樹は善悪応報観念を利用して郷村の家庭倫理を新たに革新しようとする目的を実現するために、また日本の一般民衆に受け入れられるために、中国善書を読み直したと主張している。しかし、いずれも藤樹はいつたいどのような読み直しを行ったのかという問題について具体的に触れていなかった。つまり、藤樹は『迪吉録』などの原文に対して、どのような取捨選択を行ったのか、その判断基準、いわば藤樹の考えは何なのかということについて触れていないのである。日中両国は言語や文化などが異なるという背景の下で、藤樹が受

容した中国思想をもとの中国思想文化史のなかに位置付けて理解してこそ、藤樹の中国思想受容の特色とそれを滋養にしてつくりあげた藤樹の思想の独自性が初めて理解できると言われている。そこで、本稿では、まず藤樹における「鑑草」の意味付け、茂猷における『她吉録』の意味付けをそれぞれ検討し、次に最も異同が見られる説話同士の比較を行って、最後に「鑑草」の思想の核心を究明することを試みたい。

## 一 中江藤樹と「鑑草」

藤樹は近江国（現在の滋賀県）出身の江戸初期の儒者である。二〇歳で専ら朱子学を修め、「格套」をもってそのまま受用した。二十七歳で、郷里に住む母への孝養と、自己の喘息病などを理由に辞任を願い出たが、許されなまま武士の身分を捨てて、脱藩帰郷した。三〇歳の時、藤樹はいまだに「格法」に固執し、とらわれるゆえに、「三十而有室」という『礼記』の規範に厳格に則って高橋氏と結婚した。「其女、容貌甚醜シ」ということを憂える藤樹の母は「出ント欲スルトアマタビ」とあるように、離縁させようとした。しかし、藤樹は、「性質甚聡ニシテ、心ヲ用ユルコト貞シ」ということを理由に、母の意見を「固ク辞ス」とした。年譜に「先生、常ニ諸門人ニ会シテ、夜半ニ過、或ハ五更ニ及デ後、閨ニ入レドモ、十年ノ間、終ニ先生ニ先テ寝ズ。居常、小事トイヘドモ、先生ノ命ヲ不受バ不行」とあるように、「順・正の二徳」<sup>⑩</sup>をたいそう持っている妻であっただけに、

「高橋氏歿」の時、「為持齋五十日」という藤樹のふるまいは理解できなくはなからう。

三十七歳の時には「購読陽明全集。沈潜反復大有所得」と年譜に記されている。後に、藤樹自らも「与池田子」<sup>⑪</sup>という慶安元年（一六四八）の書簡において、「陽明学全集」と申書わたり、買取熟読仕候へば、拙子疑の如く、発明ども御座候て、憤ひらけ、ちと入徳の把柄、手に入申様に覺、一生の大幸、言語道断に候」と陽明学との邂逅を述べ、「此一助無御座候はば、此生をむあしく可仕にと、有難奉存候」と感激の言葉を表し、さらに「面上に委く御物語仕度とのみ存暮候。（中略）『大学古本』を信じ、致知の知を良知と解しめされ候。此発明によつて、開悟の様に覺へ申候」と「百年已前」の陽明の考えに同調できた旨を記している。藤樹は自己の良知（本心）を鏡として、我が心を正しくすることを「明明徳」の工夫としている。

一方、ほぼ同時期に、藤樹は「女中方の勸戒にと、『她吉録』の抜き書に評判をかきたる書」として、仏教も道教も儒教と同様に「三教皆明徳を明かにする教なる」とあるように、仏教や道教を包摂しながら、「鑑草」という女子教育のための勸戒本を著し、その書の至る所に「明徳佛性」という造語を示している。また、「答吉田新」<sup>⑫</sup>という正保四年（一六四七）の書簡において、「古人の曰、良知は生前随身の規矩。死後随身の資糧となん。佛家の成仏得脱の勸戒を以て見るにも、吾儒当下安樂の得益を以て見るにも、片時も早く良知に至りたき御事に候」とあるように、藤樹は勸戒と良知、すなわち明

徳（＝孝徳）との関係性を示している。つまり、悪に陥ることなく善を積むよう戒めるという仏教の勸戒をもつて成仏得脱にたどり着きたいことを、儒教において日常生活の中で良知を致し、一刻も早く良知に至りたいことと同一のものに帰着しようとするものである。

「鑑草」は、冒頭の序と、卷之一 孝逆之報、卷之二 守節背夫報、卷之三 不嫉妬毒報、卷之四 教子報、卷之五（一）慈殘報、卷之五（二）仁虐報、卷之六（一）淑睦報、卷之六（二）廉貪報の全六巻で構成されている。その形式は、まず藤樹が一般的な解説または教訓を行い、次に具体的な応報例話をあげ、最後に「鄙夫の愚案」という自らの論評を加えるものである。

序文<sup>15</sup>において、「世間の福ひ（中略）の種は明德佛性なり。此種をまきて此福ひを造る田地は、人倫日用の交なり」とされ、世間で思われている最上の幸福のもととは明德佛性だと初頭に示されている。また明德佛性の具体的表現を「明德佛性をつねに明かにして、何事につきてもふさぶらず、いからず、かたくなならず、ひずかしからず、親につかへては孝行の誠をつくし、夫につかへては順従の道を守り、子をそだつるには正しき道にしたがひ、夫の兄弟一族には其程々にしたがひてこんせつにあいしらひ、家内の僕にはねんごろに情ふかく、こつじき非人に至るまで慈悲をほどこすを、明德佛性の修行とす」と記して、「鑑草」の本文で論じる徳目と関わせながら述べている。

この内容は、「親につかへては、孝行の誠をつくし」は孝逆之報に、「夫につかへては、純従の道を守り」は守節背夫報と不嫉妬毒報に、「子

をそたつるには、正しき道にしたかひ」は教子報と慈殘報に、「家内の僕には、ねんごろに、情ふかく」は仁虐報に、「夫の兄弟一族には、其程々にしたかひて、こんせつに、あいしらひ」は淑睦報にそれぞれ当たるであろう。

つまり、藤樹は「鑑草」において序文で明德佛性という造語を示し、本心を明らかにする修行として、八つの徳目と展開し各々の意味について説明している。

## 二 顔茂猷と「迪吉録」

顔茂猷は、「古学を復する、經書を中心とする儒学を基礎として、三教兼修であり、明末の貴賤貧富をとわず学修する庶民的な文化の中にある学問」<sup>16</sup>を志向し、明末善書文化に関係の深い人物として知られる儒学者である。天啓四年（一六二四）に拳人になり、死去三年前の崇禎七年（一六三四）に進士を特賜された。明清の科挙制度の一般的な仕途として、拳人が京師の礼部の会試を受け、さらに殿試を経て進士となり任官することから、茂猷は郷紳としてその一生を過ごして来たと言えよう。郷紳について、茂猷は「郷紳、国之望也、家居而為善、可以感郡県、可以風州里、可以培後進、其為功化、比士人百倍」<sup>17</sup>と解釈していることから、郷紳と士人を明らかに区別していることがうかがわれる。

茂猷は古学復興を意識した明末の文学および政治の結社である復社に属している。また、その故郷の福建漳州で雲起社を自ら起し、

郷里の士人を集めて儒学・詩文・三教兼修・道德実践・経済の結社をしている。復社の一大特徴として、空談に反し社会や人生に注目し、儒学の地域社会での実践を重んじることがあげられる。これに対して、雲起社はメンバー同士の学問上の切磋琢磨を重要視するほか、善人の育成や善行の実践も大切にするものである。復社の三教兼修やそれと関係ある儒教の庶民化運動という風潮の下で、茂猷は貴賤貧富を問わず、各階層の人々に雲起社に参加させようと活動しており、『迪吉録』をその産物として著したのである。

明版『迪吉録』は九巻あり、首巻は知友の顧錫疇、林鉞、祁彪佳の叙、顔茂猷自序、同人の王東里らの評と「七辯」、「六祝」、「三破」という本書の成立趣旨が記される三つの前書き文章からなっている。「七辯」は茂猷が因果応報・勸善懲惡に関する仏教・儒教の立場からの論説を七条にまとめたもので、「六祝」は具体的に「起信心」、「重傳流」、「願増補」、「囑勤修」、「重養生」、「貴堅永」を指しており、善行を実践する時の行動原則を提示したものである。「三破」においては、茂猷は歴史上の事件を例としてあげながら、果報觀念を信じてはじめて「媚世」、「欺世」、「玩世」という世の中に蔓延した不正な処世態度を根本から改められると指摘している。

一方、他の八巻は、「一」、「心」、「普」、「度」、「兆」、「世」、「太」、「平」の題目で順番付けられている。「一」巻から「度」巻までの四巻は官鑑で、いわゆる官僚の行うべき道德の事例故実の説話を鑑戒として具体的に示したものである。「兆」巻から「平」巻までの四巻は公鑑

である。公鑑の公は公共・公議・公表・公布・公然などの公と同じく、「世間一般」、「大衆」の意味である。公鑑は孝悌・慈教など家族道德から始めて明末の庶民道德一般に関する事例故実を述べたものである。平巻の末尾には、婦人の道德に関する事例故実を集めた篇として、女鑑が附されている。女鑑は、孝逆報、淑睦報、忠義報、慈殘報、教子報、守節背夫報、妬毒報、廉貪報、仁虐報、放生殺生報という十徳目に分かれており、忠義報と放生殺生報以外の八つの徳目は「鑑草」と共通している。

### 三 説話同士の比較検討

まず、共通する徳目の下で、「鑑草」に現れた説話について、その典拠となる『迪吉録』と共通している説話の題目をそれぞれ具体的に列挙する。「鑑草」の説話にはタイトルが付いていないことから、論考上の便宜を図るため、先行研究を参考にし説話にタイトルを適宜つけておくこととする。以下★は後述する比較検討の対象となる説話を示す。

#### 巻之一 孝逆之報

①★林佑の妻周氏其の嫁の徐氏其の孫嫁潘氏の事→公鑑女鑑門孝逆報「林婦三孝相承子孫世貴」

②杜氏三人の逆婦が異類に化した事→公鑑女鑑門孝逆報「杜婦逆變異類」

③開封の翁の兄嫁、弟嫁の得たる錢を盗み狂死した事↓公鑑女鑑門孝逆報「開封長婦幼婦生死巧換」

④常州の百姓の妻、孝心あつく天より飯米を得た事↓公鑑女鑑門孝逆報「田婦孝食天穀」

⑤滑州婦人が盲目の姑に犬糞を食させた事↓公鑑女鑑門孝逆報「酸棗婦雷換狗頭」

⑥徽州の葉元賛の妻李氏と其の隣の嫁秦氏の事↓公鑑女鑑門孝逆報「徽州李氏秦氏祥禍各殊」、公鑑孝弟門孝弟之報「李氏篤孝感天壽其舅姑祿其子孫」

⑦順天府の百姓の嫁が盲目の姑に曾孫の胎衣を喰わせた事↓公鑑不孝門不孝不弟之報「順天府民婦以胎衣食姑蛇入口中」

⑧姜詩が妻龐氏よく姑に事へ鯉を感得した事↓公鑑女鑑門孝逆報「姜詩妻事姑感鯉」

⑨戚生の妻周氏がよく姑に仕えた事↓公鑑女鑑門孝逆報「戚母三美兼備兩子榮寵」

⑩支祖宜が妻喻氏よく姑黄氏に仕え、同じ里の張氏の妻馬氏不孝であった事↓公鑑女鑑門孝逆報「喻氏孝免雷厄」、公鑑孝弟門孝弟之報「喻氏事姑至孝免於雷厄」

卷之二 守節背夫之報

⑪魏溥の妻房氏の事↓公鑑女鑑門守節背夫報「魏溥妻斷耳守節生子太守」

⑫鄭氏の妻陸氏鄭氏との約に背き、其の死後曾氏に改め嫁いだ事↓公鑑女鑑門守節背夫報「鄭婦背夫改適未幾輒死」

⑬太宗の官人某の妻、夫の留守中張氏と崇夏寺に密会した事↓公鑑宣淫門漁色宣淫之報「張舉子從擲釵婦相對就刃」

⑭張浚の母計夫人、夫の没後正しく張浚を教養した事↓公鑑女鑑門守節背夫報「計夫人節而忠兩代傳芳」

⑮★朱買臣の妻その家の貧を厭い他家へ嫁いだ後に、買臣出世し、自ら恥じて死した事↓公鑑女鑑門守節背夫報「朱買臣の妻棄夫而夫貴身恨死」

⑯連真が祖恵と通じた事↓公鑑女鑑門守節背夫報「景運真淫於從兄三受雷震」

⑰洪武の奉公人隣家の淫婦を殺し、己が罪状を告白した事↓公鑑女鑑門守節背夫報「京民婦私通校尉為尉所殺」

⑱李尉の妻が再嫁して、李尉の亡霊に殺された事↓公鑑宣淫門漁色宣淫之報「張節度使奪李尉妻為鬼毆死」

卷之三 不嫉妬毒報

⑲縉雲の妻朱氏が嫉妬により妾を殺した事↓公鑑女鑑門妬毒報「縉雲婦虐其從嫁飽鬼毒」

⑳趙指揮の妻徐氏寒菜を以て妾腹の子を下した事↓公鑑女鑑門妬毒報「徐氏隕妾胎腹疾狂死」

㉑★嵩陽の杜昌の妻が両奴婢を虐待した事↓公鑑女鑑門妬毒報「杜

昌妻唐兩婢身受毒報

⑳唐の胡亮の妻賀氏が妾の兩眼を焼き潰し、己もまた兩眼を失つた事↓公鑑女鑑門妬毒報「胡亮妻烙妾眼亦雙枯」

㉑休寧の商人の妻が妾を憎み殺した事↓公鑑女鑑門妬毒報「休寧商婦餓殺妾喉結就斃」

卷之四 教子報

㉒★王季の后が胎教に努め文王を育てた事↓公鑑女鑑門教子報「文母胎教生聖子」

㉓孟子の母が子の教育に努めた事↓公鑑女鑑門教子報「孟母習教成大賢」

㉔★程子の母が二子の教育に努めた事↓公鑑女鑑門教子報「程母和而訓義子為名儒」

㉕陶侃の母が子に忠義廉直を教えた事↓公鑑女鑑門教子報「陶侃母貧而訓廉子作三公」、公鑑慈教門慈教之報「陶母却蚌子鎮八州」

㉖呉賀の母が子に陰口を戒めた事↓公鑑女鑑門教子報「呉母教子以讓成進士」

㉗虞潭の母が節を守り子に忠義を教えた事↓公鑑女鑑門教子報「虞潭母陳堯咨母暴勝之母俱善教」、公鑑慈教門慈教之報「虞母勉子忠義身膺紫綬」

㉘陳繞咨の母が子に忠孝を教えた事↓公鑑女鑑門教子報「虞潭母陳堯咨母暴勝之母俱善教」、公鑑慈教門慈教之報「陳妻義方門極

四貴

卷之五 (一) 慈殘報

㉙魏国芒卯の後妻孟陽氏が、継子を愛して、後に実子継子八人皆高官に上がった事↓公鑑女鑑門慈殘報「魏母慈前子而已子竝貴」

㉚徐甲の後妻陳氏が継子鉄白を苛み殺し、後に実子鉄杵は怨霊にたたられて天死した事↓公鑑女鑑門慈殘報「徐妻殺前兒而已兒繼死」

㉛張一清の後妻陳氏が継子を愛した為に、実子は翰林学士となつた事↓公鑑女鑑門慈殘報「陳夫人孝慈受誥贈」

㉜★秦潤夫の後妻が先妻の子を救つた事↓公鑑女鑑門慈殘報「柴母捨己子蔭前子而光寵」

㉝歙県の商人の妻が妾の子を狗の兒の如くしつけ、殺した事↓公鑑女鑑門慈殘報「歙県商婦作地狗」

㉞王益の後妻呉氏が継子を愛し、又二人の婦を愛し、儉約に努めた事↓公鑑女鑑門慈殘報「呉夫人慈仁受累封」

㉟石探の妻が自分の生んだ子を殺し、元秀が妾の生んだ子を殺した事↓公鑑女鑑門慈殘報「石探妻以溺女喪命」

卷之五 (二) 仁虐報

㊱★程氏の母が孝順、仁慈であつた事↓公鑑女鑑門教子報「程母和而訓義子為名儒」

39 王会師の母が残虐であつた事↓公鑑女鑑門仁虐報「會師母嚴酷再世作狗」

40 楊誠齋夫人が仁徳であつた事↓公鑑女鑑門仁虐報「楊夫人慈祥一門三貴」

41 胡泰の母が残酷であつた為に、鶏に生まれ変わった事↓公鑑女鑑門仁虐報「胡泰母虐轉世為雞」

42 元寛の妻が孝悌、貞節であつた為に、後に子元頌は宰相となつた事↓公鑑女鑑門仁虐報「鄭太君寛厚生子作相」

卷之六(一) 淑睦報

43 王覽の妻が、兄嫁や姑を大切にした事↓公鑑女鑑門淑睦報「王覽婦妯娌均役子孫世貴」、公鑑蓋愆門孝弟蓋愆養志之報「王覽化母成慈公卿百代」

44 子なき章兄が養子を迎えた後に子が生まれ、兄嫁が実子を子なき章弟に与えた事↓公鑑女鑑門淑睦報「章氏二嗣繼貴」

卷之六(二) 廉貪報

45 李郡君商人の遺失した宝玉を返して長寿を得た事↓公鑑女鑑門廉貪報「李郡君還珠增壽」

46 万年県元の氏の妻謝氏が、二つの枡を使つた為に、死後は牛に生まれ変わった事↓公鑑女鑑門廉貪報「元氏婦飾價化牛」

47 崇文門のある商人の母が借金を返さなかつたために、死後は驢

馬に生まれ変わった事↓公鑑女鑑門廉貪報「煤郎母負債作驢」

48 周才美の妻が二つの枡をやめたために、終に一家の清福を得た事↓公鑑女鑑門廉貪報「周氏婦蓋貪獲福」、公鑑蓋愆門孝弟蓋愆養志之報「周婦以廉直悟其親子登科第」

次に、前述した四十八条の説話同士の中で、藤樹の取捨選択が顕著に読み取られる以下の六組に対して、その内容を詳細に比較し検討する。また、異同箇所を表記について、以下のように規定する。

・「波線」( ) 「鑑草」と「她吉録」に共通するが、両者の表現が異なっているところ

・「直線」( ) 「她吉録」にあるが、「鑑草」で略訳されているところ

・「二重線」( ) 「她吉録」にはないが、「鑑草」で増訳されるところ

第一組

「鑑草」…林侑の妻周氏其の嫁の徐氏其の孫嫁潘氏的事<sup>28)</sup>

むかし麗水に林侑といふ人あり。そのつまの周氏、女なれども聖人の書に通じ儒道を信仰して行ひ正しかりけり。かるがゆへに姑にきはめて孝行の誠をつくせり。男子一人まうけて後林侑母にさきだちむなしく成ぬれ共、夫の在し時よりも猶姑に孝行の誠をつくし、毎日三度の食物かならず手づから調へてすゝめけり。其子成人してよめをめとれり。よめの徐氏も又周氏につかへて孝行の誠ある事、

周氏の姑に孝行なるに露も差ざりけり。徐氏男子を生り。定老と名く。定老生れていまだ一年にもならざるに天下乱れたり。其家盜にせまられて難儀なりしかば、林氏定老を澤の中へすて、盜をふせぎてうたれにけり。此あひだに周氏徐氏は東山へふかく忍びけるが、林氏が討れたるをもしらず、盜のすきまをうかひ山を出て林氏定老を尋ねけるところに、また盜に逢ぬ。周氏はとし老ぬればめにもかけず、徐氏にせまりてとりこにせんとせしを、周氏徐氏がひに手に手をとりに死なばともにとなげきぬれば、盜もさうなくよりつかざれども、つゝにのがれべくも見えざりしを、周氏つねつね信仰してつかへける神明にいのりければ、神明のたすけによつて、たれともしらず盜をおひちらして、難なくのがれてけり。かくして道にまよひこゝかしこにさまよひ澤のほとりをすぎ行ければ、澤の中に定老すてられて有けるを見つけける。一とせにもたらぬ赤子といひ、盜賊兵乱の中といひ、人遠く虎おほかみの往來する野原澤といひ、安穩にあるべき事ならねども、周氏徐氏の孝行天をうごかし、神明の加護にや有けん、いかにもつゝ、がなく泣事もなく母にいだかれたるごとくにてぞ有ける。周氏徐氏よろこびいだきとりてかへりぬ。その、ち林氏が尸をも尋ね出してよく葬りぬ。兵乱しつまりて家に歸り、周氏徐氏さびしき日を送りながら、徐氏きはめて孝行なりければ、互にあひ慰みて世事のなやみを忘れけり。此時徐氏はいまだ三十ばかりにてかたちもすぐれければ、いかなるえんにもとなかだちする人もおほくありけれども、きゝもいれず、ひたすらに周氏に孝をぞつ

しける。定老おさなきうち病おほかりしを、周氏徐氏やうやうにいたはりて人と成ぬ。年たくるにしたがひ、學問をはげまし才徳すぐれければ、潘架といふ人、そのまづしきをきはらず、其むすめをめあはせられけり。定老が妻の潘氏も又孝行あまりありて、をのれが家の富貴をわすれ、衣裳身のつくろひまで定老が家のさまにとりかへ、周氏徐氏につかへて孝行なる事たぐひなかりけり。徐氏としよりのちわづらひ、行歩もかなはざりけるを、潘氏よるひるそばをはなれずつかへぬる躰、慈母の赤子をそだつるにことならず。定老程なく内裏へめし出され祕書丞といふ位にあがり、定老が父母にも贈官をくだされ、その、ち子孫うちつゝき高位大官にあがる人たえず。是皆周氏徐氏潘氏三婦人の孝行誠ある餘慶によつてさかへけり。

林侑はやく身まかり、其子またわかくして凶死にあへり。これをもて見れば林氏が家まつしきのみにあらず、きはめて薄福なる事分明なり。かく薄福なる家なれ共、周氏の孝行誠あるによつてよめの徐氏が孝行をまねき、又孫嫁の潘氏が孝行をまねき、三婦人の孝行の餘慶によつて、その子夫婦贈官をうけ、孫の定老高位にのぼり、子、孫、めでたくさかへぬる大福を作り出せり。これひとへに周氏の孝行にて基をはじめたるゆへなり。薄福の家にてさへかくめでたく禍を轉じて福となしぬれば、まして福あつき家に孝行の善積りなば、其福はかるべからず。かやうのためしをよくかゝみて、眼前のむくひなきは福分のうすきゆへなり、まゝ種は子孫にむなしかるまじと頼もしく思ひ、おこたらず孝行をつとめおこなふべし。



『她吉録』…林婦三孝相承子孫世貴<sup>32</sup>

麗水林侑妻周氏、知書奉道、夫卒、奉姑謹、三饋非手所治、弗以進、子婦徐、養周亦如之、宋季亂、徐生子定老、甫六月、為盜迫、夫棄兒澤中、走死、時周婦姑避地東山、聞變、間行往迹之、又遇盜、周既老矣、盜麾之去、而迫徐東行、姑婦相持哭曰、願同歸九泉、不相離苟生也、周事神謹、默禱神、而寇忽目眩、若兒有負裝囊行者、急持戟趨劫之、得脫去、自翳灌若莽中、盜去、行失道過澤畔、則先所棄兒乃在、弗怖弗啼也、亟腹以去、兵退、尋夫尸得焉、而家燬、無宇舍以居、婦姑相為命、時徐年甫三十耳、或說其再適、則指兒泣曰、林氏數十世、惟姑及兒、吾何忍棄之、兒幼多病、母大母日夜保護、稍長刻意為學、鄉先生潘架閣弼、以女妻之、荆釵練裳、提甕出汲、忘其家之富盛也、奉二母孝、徐晚有疾不能行、潘晝夜扶掖、疾革、刲股肉雜淖糜以進、夫定老舉進士、為秘書丞、得贈父母如其官、則前所棄兒也、子孫多舉進士、至大官、皆三孝之遺蔭云。

両者に共通する大意として、筆者は次のようにまとめて訳した。

周氏は、夫の林侑の死後でも、一貫して姑に孝行を尽くした。嫁の徐氏も同じく周氏に孝行を尽くした。兵乱で盗人が襲来した時に、徐氏の夫がその息子の定老を沢の中に隠して逃げたが、途中で死んだ。東山に隠した周氏と徐氏はそのことを知り、探しに行った時、盗人に遭った。けれども、周氏は神明に黙禱して、そのご加護で逃げ出した。さらに、隠されていた定老と徐氏の夫の死体が見つかった。

大きくなった定老は学業に専心した。その先生が自分の娘の潘氏と結婚させた。潘氏もまた同じく周氏と徐氏に孝行を尽くした。定老はその後、進士に合格し、秘書丞という官位についた。その子々孫々がほとんど進士に合格した。これはすべて、三婦人の孝行の恩恵だ。両者が相異なる点は以下のように、主に十五箇所があげられる。

(a) 周氏の人柄について、『她吉録』では「知書奉道」とされているのに対して、「鑑草」では「女なれども聖人の書に通じ儒道を信仰して行ひ正しかりけり」とされた。ここで、藤樹は「女でありながら」を強調する上、「知」を「通じ」、「書」を「聖人の書」、「奉」を「信仰」、「道」を「儒道」とし、さらに林侑の妻の周氏が「行ひ正しかりけり」である故に、「かるがゆへに姑にきはめて孝行の誠をつくせり」と追伸して補足した。このことから、「婦の容儀才徳のよくそなはらん事をねがへり」という藤樹の気持ちがかがわれる。

(b) 周氏が主人に先立たれたことについて、『她吉録』では「夫卒、奉姑謹」と簡潔にされているが、『鑑草』では「林侑母にさきだちむなしく成ぬれ共、夫の在し時よりも猶姑に孝行の誠をつくし」とされた。

(c) 説話の時代背景について、『她吉録』では「宋季亂」と明らかにされているが、『鑑草』ではただ「天下乱れたり」とされた。

(d) 定老を沢の中に隠して逃げた林氏について、『她吉録』では「走死」とされているが、『鑑草』では「盗をふせぎてうたれにけり」とされた。

(e) 東山に隠した周氏と徐氏について、『她吉録』では「聞變」してから、林氏と定老を探しに行つたとされている。「鑑草」では、周氏と徐氏は「林氏が討れたるをもしらず」のに、「林氏定老を尋ねける」とされた。

(f) 周氏と徐氏は盗人に迫られた時に、『她吉録』ではただ「姑婦相持哭曰、願同歸九泉、不相離苟生」とされているが、『鑑草』では、盗人はその場面を見て、「盗もさうなくよりつかざれども、つめにのがれべくも見えざりし」とさらに補足された。

(g) 周氏が神明に黙祷して、そのご加護で逃げ出した経緯について、『她吉録』では「寇忽目眩、若見有負裝彙行者、急持戟趨刼之」と相当詳しく描写されている。しかし、『鑑草』では「神明のたすけによつて、たれともしらず盗をおひちらして、難なくのがれてけり」とされた。また、周氏と徐氏が「負裝彙行者、急持戟趨刼之」の隙間に乗つて、「盗去」まで「自翳灌若莽中」という描写は「鑑草」に採録されなかった。その理由として、「本心の孝徳佛性を明らかにすべし」という藤樹の意図が潜っているからなのではないか。

(h) 隠された定老が見つかった時に、『她吉録』では定老のことを「弗怖弗啼」とされているが、『鑑草』では「一とせにもたらぬ赤子といひ、盜賊兵乱の中といひ、人遠く虎おほかみの往來する野原澤といひ、安穩にあるべき事ならねども、周氏徐氏の孝行天をうごかし、神明の加護にや有けん、いかにもつゝ、がなく泣事もなく母にいだかれたるごとくにてぞ有ける」と詳しく補足された。なぜかと

いうと、定老が怖がりもせず怪我もなく生きて見つかったのは周氏徐氏の孝行が天を動かし、神明のご加護を被つたからだと藤樹は強調したいと考えられる。

(i) 林氏の死体について、『她吉録』では「尋夫尸得焉」とされているが、『鑑草』では「林氏が尸をも尋ね出して」のみならず、さらに「よく葬りぬ」とされた。

(j) 周氏と徐氏は兵乱に遭われた家に帰つた後に、「家燬、儲宇舍以居」と『她吉録』でされているが、『鑑草』ではただ「家に帰り」と簡略に書かれた。しかし、「家燬、儲宇舍以居」という境地に立たされた周氏と徐氏の「婦姑相為命」に対して、『鑑草』では「周氏徐氏さびしき日を送りながら、徐氏ははめて孝行なりければ、互にあひ慰みて世事のなやみを忘れけり」と情け深く記された。それも、「後來の情識とけ、本来の慈心明になりて」、「物我の隔心うちとけ」という「家内和睦」を藤樹は伝えたいからなのではないか。

(k) 徐氏の縁談について、『她吉録』では、「年甫三十耳」の徐氏は「或説其再適」と縁談を勧められた時に、「則指兒泣曰、林氏數十世、惟姑及兒、吾何忍棄之」と理由を訴えたこととされている。「鑑草」では、「いかなるえんにもとなかだちする人もおほくありけれども、きゝもいれず、ひたすらに周氏に孝をぞつくしける」とされた。

(l) 潘氏の父親の身分について、『她吉録』では「郷先生潘架閣弼」とされているが、『鑑草』ではただ「潘架といふ人」とされた。そして、潘架の「以女妻之」という行為に対して、『鑑草』では「そのまづし

きをきらはず」と加筆された。

(m) 定老が学業に専念したことについて、『妣吉録』では「稍長刻意為學」とされているのに対して、『鑑草』では「學問をばげまし」のみならず、「才徳すぐれければ」とされた。

(n) 潘氏の孝行について、『妣吉録』では「荊釵練裳、提甕出汲」と詳しく書かれているが、『鑑草』では「衣裳身のつくろひまで定老が家のさまにとりかへ」とされた。また、徐氏は「疾革」という病気で危篤に陥った時に、潘氏は「割股肉雜淖糜以進」とされた。しかし、『鑑草』では、「割股肉雜淖糜以進」は採録されず、その代わりに「慈母の赤子をそだつるにことならず」とされた。

(o) 『妣吉録』では、一部の説話にだけ論評をつけている。しかし、藤樹は「鑑草」で、説話毎に論評をつけたのみならず、巻毎に総評もつけたところもある。無論、この「林侑の妻周氏其の嫁の徐氏其の孫嫁潘氏の事」も例外ではない。茂猷は論評をつけていないが、一方、藤樹は前述のように論評をつけている。

以上のように、周氏の人柄や、徐氏と兵乱に遭い家に帰った後の光景について藤樹の増訳が見られる。また、説話の時代背景や定老の励学について、略訳も見られる。さらに、読者に受け入れられやすいように、原文の言葉を変えるなどの変容も見られる。藤樹の訳文について、「巧妙で些の難渋を感ぜしめないばかりでなく、よく日本の事情に適し、又われわれの日常生活に即して原文の真意を發揮して、局部に拘泥するものの到底及ぶべきでないことである」

という論評があり、その背後に「大局高処から物事を把握する藤樹の高明の態度」があるとされている。<sup>(24)</sup>

具体的には、「林婦三孝相承子孫世貴」という原文に対して、「林侑の妻周氏其の嫁の徐氏其の孫嫁潘氏の事」において、特に相違箇所(a)、(g)、(h)、(j)、(o)から藤樹のいわゆる「借用」の態度が現れている。つまり、林家という福分の薄い家でも、舅姑に孝行の誠を尽くせば、禍を福へと転じ嫁や孫嫁の孝行を招くことができ、また三婦人の孝行の余慶によって、林家は定老の代まで栄えたのみならず、その後も子々孫々がめでたく幸福に恵まれたと述べられていることから、「孝行の功德無量にして上もなく外もなき事をよくわきまへ、(中略)孝行をつとめはげむべし」という藤樹の主張がうかがえる。以下は藤樹の「借用」態度が明らかに現れている相違箇所の方に焦点を当て検討していく。

## 第二組

「鑑草」…朱買臣の妻その家の貧を厭い他家へ嫁いだ後に、買臣出世し、自ら恥じて死した事<sup>(25)</sup>

漢武帝の時朱買臣のいふ人有。わかき時ことのほか貧しくして、朝夕もつゞきかねけれども、常に讀書を好み、其まつしき事をもくするしまず、みづから薪をこりて、市に出て代がへ、一日の糧たにまうけぬれば、さしてすぎはひのいとなみにも心をいれず、書をよみ詩をうたひてうかうかと暮しければ、其妻貧しき事をいとひ、又は

朱買臣がすぎはひをつとめざる事を心得ず思ひければ、常々さやうにいたづらに日を送り給はんは勿躰なき事なりなど、しゐていさめけれ共、朱買臣聞も人ざりけり。或時妻朱買臣にいひけるは、かやうに淺ましき躰にて一期をすぎさんことは、人目も恥かしければ、哀いとまをたまはれかし、とくどきければ、買臣やうやうにいひなぐさめ留めけれ共、次第に口こはく成て、是非共にとしゐていとまをこひければ、了簡に及ばずしていとまを出してけり。其つま程なく或奉公人のかたへとつぎてゆたかに日を送りけるが、折、は買臣が方へ食物などをくりてけり。年經てのち嚴助といへる人のとりもちによつて、買臣會稽の太守となりぬ。その時の妻夫婦をよびよせて、我やしきのとおりにおき、金銀知行をとらせ、かたのごとくねんごろにはごくみける。そのつま買臣がめでたくさかへぬる躰を日々に見きくによつて、こしかたのくやしき、今のうらやましき、日にそひ月にましてむねふさがり、こゝろみだれて、終にくびれてむなしくなりけり。

人間は義理をもて命の根とし、福ひの種とし、一生の樂みとするものなれば、まづしくいやしきことは恥ることにあらず、くるしぶところにあらず。かりそめにも不義無道の事ははづかしき事にして、身をうしなひ禍をまねく本なれば、恐れてのぞきさるべきことなり。されば買臣かつまは貧乏の恥なる事を知て、あらため婦ぐのはぢ、はなはだおほひなることをわきまへず。故に貧賤をはづる惡心にて不義を行ひぬれば、又貧賤をはづる惡心にて先非を悔なげき、

くびれてうせぬ。まことに善惡のむくひ、ひゞきのこゑに應ずるがごとく、妙なるためしなるべし。

『她吉録』…朱買臣の妻棄夫而夫貴身恨死<sup>26</sup>

買臣、漢武時人、窮讀自放、不拘細行、自知四十必貴、負薪於市、嘯歌竟日、妻勸其無復狂歌、乃益甚、因差而求改適、買臣留之不可、乃改嫁一吏胥、頗温飽、亦時顧藉買臣以食予之、未幾、買臣以嚴助薦、得會稽太守、呼其棄妻并夫、以鄰居罵之、廉給焉、妻自傷失身莫贖、見冠蓋車騎、殆不可忍、毒恨而死。

按買臣之妻非有失行、特羞貧耳、然諫之是也、求改適、則非也、以身事二姓、雖有故人意、曷贖哉、今世之薄其夫者、得無甚乎。

朱買臣の妻をめぐつての説話内容として、「鑑草」はほぼ『她吉録』の原文を忠実に再現し、両者には大きな差異がないと比較によつてうかがわれ、その共通している大意は以下のとおりである。

朱買臣は貧しいことを苦しいと思わず、書物を読み、詩を作り、ぼんやりと暮らしていた。その妻は、このまま人目に恥ずかしい貧乏生活を送るのはもつたいたないと買臣に諫めた。さらに、買臣に暇を乞い、ある奉公人のもとへ嫁いだ。再嫁した妻は、衣食住の心配をせず生活しながら、時々買臣に食べ物などを贈つてきた。数年後、買臣は會稽の太守になった。この時、買臣は、その元妻夫婦を呼び寄せて自分の屋敷の隣に置き、親切丁寧に心を込めて面倒を見た。その妻は、買臣がめでたく繁榮しているようすを毎日見聞きするに

つれて、過去の悔しきや現在の羨ましがますます募り、気が滅入り心を乱され、とうとう首をくくつて死んでしまった。

しかし、茂猷と藤樹の論評には、不一致も見られる。

茂猷は、朱買臣の妻の「羞貧」による「諫之」は「是也」と肯定するものの、「求改適」は「非也」と否定している。また、「以身事二姓」の行為は「有故人意」としても「曷贖哉」という反問を設けて、「今世之薄其夫者、得無甚乎」と事実そのものについて評している。

一方、藤樹は朱買臣の妻の「羞貧」も「求改適」も「不義無道の事」と評している。まず、「義理をもて命の根とし、福ひの種とし、一生の樂みとする」ことから、藤樹は、「不義無道の事」こそ「恐れてのぞきさるべきことなり」と自らの主張を示している。しかし、朱買臣の妻は「貧乏の恥なる事」が分かっているものの、「あらため帰ぐのはぢ」は「はなはだおほひなること」とわきまえていないがために、「羞貧」の悪心より「不義無道の事」を行い、ついに「先非を悔なげき、くびれてうせぬ」という結果を招いたのである。

つまり、買臣の妻は貧乏の恥より、貧乏そのものを恥だと思つて買臣と別れ再婚することのほうがもっと大きな恥だということをおきまえていなかった。そのため、貧賤を恥じる悪心から不義を行つて、またそれによつて過去の過ちを悔やんで嘆き、首をくくつて死んでしまったのである。茂猷の説話の扱いと比べると、藤樹は守節背夫之報という題目を意識しながら、買臣の妻のふるまいと関連付けて、義理不義の角度から問題を捉えるだけでなく、善因善果悪因悪果

という応報観念からもこの例話を書き直したのではないかと考えられる。

### 第三組

「鑑草」…嵩陽の杜昌の妻が両奴婢を虐待した事<sup>(7)</sup>  
崇陽の杜昌が妻の柳氏は、ねたみふかき女なりけり。杜氏が家にて金荊にかみをすかせけるを、柳氏見つけてすまじくいかりけるが、あまりに腹をすへかねて、金荊が両手の指を一つづゝきりて、ほどなくある夕暮にきつね來りて、柳氏が両の手の指を一つづゝくひきりて、そのむくひをあらはしぬ。その、ち又玉蓮とて、こゑよくしてうたうたふ女あり。杜昌これをよろこんで時々うたはせてき、ければ、柳氏ねたく思ひ、あるとき玉蓮をとたへてかれが舌をぬきいだして、なんぢがこの舌あればこそ、杜昌もよろこぶめとて、なさげなくもふつときる。其後柳氏が舌にかさいで、いたみたゞれけり。色々に療治しけれども終にしるしなく、すでにきれておつべくなりぬ。みづから婢の舌をきるむくひなる事を覺えて、さる有験の禪師の許にゆきて、さんげし、いのりしてたまはれとふかくだのみければ、禪師いはれけるは、夫人嫉妬の心ふかくして、前かど婢の指をきり給ひぬれば、すでにきつね來てそのむくひをあらはしけれども、それにもこりず、なを嫉妬の地心はなはだしく、又婢の舌をきりたまひぬ。此わづらひはそのむくひなれば、舌きれて

おつべし。しかれども神明は慈悲ふかくましまして、あやまちを悔、善にうつり、向後嫉妬の蛇心の根をたちすて、ひたすらに不嫉の慈心を明かにし給はゞ、萬一きたうのしるしあるべしといはれければ、柳氏かなしく思ひ、五躰を地に擲つて頂禮再拜して、至心にあやまちを悔、善心を發してひとへに神明のたすけをいのりけり。かくして七日みちて、又禪師來り、柳氏が口をひらかせて呪しければ、一尺あまりある蛇二すぢ喉のなかよりはひ出て、半は内にとゞまりぬ。禪師こゑをばげまして急に呪しければ、くだんの蛇地におち行かたなくうせて、舌もやうやく平癒しぬ。これより深くこりて驚く神明を信じ、ねためる心毛頭なく、慈悲深くぞ成にける。

萬物みな一心の變化なれば、一念の住するところはみなその形を生ず。かるがゆへに妬毒の心はずなはち蛇心なり。すでに蛇心あればかならず蛇道に入りなり。されば柳氏が妬毒すでに蛇道に入て、蛇と變じ腹中にわだかまりぬ。いま天ばつにおどろき、をしへにあひて、あくしんをひるがへし、善にうつる誠あるゆへに、その祈によつて、臟腑にかくれぬたる毒蛇あらはれ出て、おちうせけり。柳氏一人にかぎらず、妬毒の蛇心ある人にはかならず臟腑に毒蛇わだかまりぬれども、凡夫のあさましきは、あらはれざればしる事あたはずして、あやまちを悔、善にうつる事あたはず、常に蛇道のくるしみをまぬかれず、ながく無比のたのしびをうしなひ、又當來にかはならず毒蛇のせめをうけ、永劫にもうかぶ事あたはず、悔る共甲斐あるまじ。されば柳氏がむくひにあへるは不幸に似たる幸なるべし。それ神明

はきはめて慈悲ふかくましまして、あやまちをくひ、善にうつる事をよろこび給ふ故に、柳氏が妬毒よのつねならずといへども、非を悔、神にいのりて、善にうつりぬる誠あるゆへに、その禍ひをまぬかれぬ。もしその心、善にうつる誠なくば、禪師のいのり、そのしるし有べからず。この故事をかゞみてよく過ちを改め、善にうつり、禍ひを轉じて福ひとなすべし。

『施吉録』・杜昌妻虐兩婢身受毒報<sup>⑧</sup>

杜昌、後魏末嵩陽人、妻柳氏、甚妬、有婢金荊、昌沐、令理髮、柳氏截其雙指、無何、柳被狐刺螫、指雙落、又有一婢名玉蓮、能唱歌、昌愛而歎其善、柳氏又截其舌、後柳氏舌瘡潤、事急就稠師懺悔、禪師已先知、謂柳氏曰、夫人為妬、前截婢指、已失指、又截婢舌、今又合斷舌、悔過至心、乃可以免、柳氏頂禮求哀、經七日、禪師大張口呪之、有二蛇從口出一尺以上、急呪之、遂落地、舌亦平復、自是不復妬矣。

既爾毒恨、便是蛇心、既是蛇心、必入蛇道、人當毒惡時、烏知蛇人肺腑乎。

杜昌の妻が嫉妬深い人で、奴婢の金荊と玉蓮を虐待したという説話の概要から見れば、『施吉録』と『鑑草』とほとんど一致しており、共通している大意は以下である。

杜昌の妻の柳氏は嫉妬深い女であった。ある時、杜昌が髪を洗い、奴婢の金荊に髪をすかせていたのを柳氏が見つけて、ひどく怒って、

金荊の指を切ってしまった。少し経ったある日、キツネが柳氏の指をかみ切り、柳氏の妬毒の報いを示した。その後また、玉蓮という歌声が美しい奴婢が来た。杜昌は時々玉蓮に歌わせて聞いていた。柳氏は妬ましく思い、玉蓮の舌を抜き出して、切ってしまった。その後、柳氏の舌にできものができて、痛くてたまらなくなった。治療を受けても、少しも効き目がなかったので、柳氏これが妬毒の報いだと思い、ある靈験の禪師に懺悔し、頼んだのである。終に柳氏は、禪師の教えに従い、嫉妬心の全くない、慈悲深い人となった。しかし、「鑑草」において、以下の箇所で補足が見られる。

(a) 杜昌の妻と有験の禪師について、『妬吉録』では「夫人為妬」とあるように、杜昌の妻はただ一度だけ禪師に指摘されているが、「鑑草」では嫉妬が原因であると二度も強調された。まず「夫人嫉妬の心ふかくして」とされており、また後文では「それにもこりず、なを嫉妬の蛇心はなはだしく」と補足された。次に、禪師の開示について、『妬吉録』では「悔過至心、乃可以免」と簡潔にされているが、「鑑草」では「此わづらひはそのむくひなれば、舌きれておつべし。しかれども神明は慈悲ふかくましますば、あやまちを悔、善にうつり、向後嫉妬の蛇心の根をたちすて、ひたすらに不嫉の慈心を明かにし給はゞ、萬一きたうのしるしあるべしといはれければ」とあるように、神明の慈悲や不嫉の慈心が強調された。さらに、柳氏の「頂禮求哀」について、「鑑草」では「柳氏かなしく思ひ、五躰を地に擲つて頂禮再拜して、至心にあやまちを悔、善心を發してひとへに神

明のたすけをいのりけり」と柳氏の懺悔や改心まで付け加えられた。(b) それ以降の杜昌の妻について、『妬吉録』では「自是不復妬矣」とされているが、「鑑草」では「これより深くこりて驚く神明を信じ、ねためる心毛頭なく、慈悲深くぞ成にける」と再度、神明の慈悲が強調された。

(c) 両者の論評について、茂猷は「既爾毒恨、便是蛇心、既是蛇心、必入蛇道、人當毒惡時、烏知蛇人肺腑乎」と、妬毒と蛇心と蛇道の関係を示し世の人に警戒した。藤樹は、論評のはじめに「萬物みな一心の變化なれば、一念の住するところはみなその形を生ず」と前置し、そのため「妬毒の心はすなはち蛇心なり。すでに蛇心あればかならず蛇道に入りなり。されば柳氏が妬毒すでに蛇道に入て、蛇と變じ腹中にわだかまりぬ」と説明した。また、柳氏の事をただの反面教師として扱わず、「柳氏がむくひにあへるは不幸に似たる幸なるべし」と主張し、「この故事をかゞみてよく過ちを改め、善にうつり、禍ひを轉じて福ひとなすべし」と人々に希望を与えた。

杜昌の妻の説話では神明の慈悲や不嫉の徳が何度も強調された。それは、過ちを改め、善を行い、禍を転じて幸福になれることを強調するのみならず、懺悔に誠を尽せば、慈悲深い神明も感動し、その禍を免れること、すなわち天を動かす孝行と結合する神明信仰を藤樹は持っているからである。

第四組

「鑑草」…王季の后が胎教に努め文王を育んだ事<sup>(26)</sup>

王季の后大任はその御こゝろ端一誠莊にして慈悲ふかくおはしましけるが、懐妊の時には、いよいよ徳をつゝしみ、胎教をよく行ひ給ふゆへに、その御子文王聖徳明かにましまして、道をひろめ、天下万世を救ひ給ふゆへに、周の代八百年南面のさいはひを造り出し給ひて、王季大任もともに王者の孝養をうけ給ひけり。

胎教とは胎内に有うちのをしへなり。この時のおしへは母の心もちと身の行ひにあり。いかんとなれば、氣あつまり形かたまる始めなる故に、物にあやかりやすきゆへなり。胎教の心もちは慈悲正直を本とし、かりそめにも邪なる念を發すべからず。食物をもよくつゝしみ、居ずまる身のはたらきをも正しくつゝしみ、目にむぎとしたる色を見ず、耳に邪なる聲をきかず、古への賢人君子の行迹、孝悌忠信の故事を記せる草子をよみ、或は物語をきくべし。これ胎教の大槩なり。生る子のすがた形もよく智惠徳藝もすぐれなん事をねがふは、母ごとの心なれども、胎教によつて、子の容儀もよく智惠もすぐるゝ理りをわきまへざるゆへに、胎教にちからをもちあらず。されば胎教は子にをしめる根本なれば、よく戒めはげますべきことにごそ。

『她吉録』…文母胎教生聖子<sup>(26)</sup>

太任者、文王之母、摯仲氏中女也、王季娶為妃、太任之性、端一誠莊、惟德之行、及其有娠、目不視惡色、耳不聽淫聲、口不出傲言、

生文王而明聖、太任教之、以一而識百、遂為周天子、君子謂太任為能胎教。

古者婦人妊子、寢不側、坐不邊、立不蹕、不食邪味、割不正不食、席不正不坐、目不視于邪色、耳不聽于淫聲、夜則令瞽誦詩、道正事、如此、則生子形容端正、才德必過人矣、故妊子之時、必慎所感、感於善則善感於惡則惡、人生而肖萬物者、皆其母感於物、故形容肖之、文王母可謂肖化矣。

二つの説話に共通している大意は以下となる。

王季の后の大任は、心が端一誠壯で、慈悲深い人であった。懐妊の時には、ますます徳を慎み、胎教をよく行つた。そのため、その子供の文王は、王者の孝養を受けたので、聖徳が明らかで、道を広め、天下万世を救つた。周王朝は八百年の長い間、国を安定させ治める幸福が得られた。

以上のように、婦人は母として生まれてくる子が五体満足で、知恵があり、徳が高く、諸芸に優れていることを願つて、胎教を子育ての根本と認識し、そこに力を入れるべきであると記している。また、共通する大意から「鑑草」は『她吉録』の原文の精髓を伝えていると言える。しかし、論評の部分には両者の相違箇所が見られる。すなわち、論評として、茂猷は「生子形容端正、才德必過人矣」のために、「古者婦人妊子、寢不側、坐不邊、立不蹕、不食邪味、割不正不食、席不正不坐、目不視于邪色、耳不聽于淫聲、夜則令瞽誦詩、



「道正事」とあるように、婦人の母としての行動規範を詳細に列挙している。一方、藤樹は「胎教の大槩」を述べる前に、まず胎教とは何かについて、「胎内に有うちのをしへなり。この時のおしへは母の心もちと身の行ひにあり」と示した。次に、「氣あつまり形かたまる始めなる故に、物にあやかりやすきゆへなり。胎教の心もちは慈悲正直を本とし、かりそめにも邪なる念を發すべからず」と胎教の重要性を強調した。さらに、「食物をもよくつゝし、居ずまる身のはたらきをも正しくつゝし、目にむざとしたる色を見ず、耳に邪なる聲をきかず、古への賢人君子の行迹、孝悌忠信の故事を記せる草子をやよみ、或は物語をきくべし」と婦人の母としての行動規範を示した。

この比較から、藤樹は説話本文を簡潔化したものの、論評の部分ではかなり加筆して、胎教の重要性を説いたことがうかがわれる。胎教について、「翁問答」では、「むかしは胎教とて、胎内にあるあひだにも母徳の教化あり。いま時の人は至理をしらざるゆへに、おさなきうちにはをしへはなきものなりと思へり。(中略)根本真実の教化は徳教なり。くちにてはをしへずして、我身をたてみちをおこなひて、人のをのづから変化するを徳教といふ<sup>①</sup>」と記されている。胎児に対する母の徳教を強調する点において、「鑑草」は「翁問答」にて主張されている胎教についての見解と一貫していることが窺知できる。

## 第五組

「鑑草」…秦潤夫の後妻が先妻の子を救った事<sup>②</sup>

秦潤夫がおさなづれ、男子一人をもふけてむなしく成る。その、ち柴氏を娶て后妻とす。柴氏も又男子をまうく。いくほどなくて秦潤夫大病をうけ、身まかりぬ。その臨終の時、妻の柴氏にかたりけるは、次男はその方の實子なれば、たのむに及ばず、宗領は實子ならねば、とりわきなさをたのむと、いと深く云をきぬ。柴氏本より慈善なるうへに、亡夫に約したる事なれば、わが子繼子の差別なく、一味にいづくしみ深くそだてけり。或時継子むほん人にくみしてとらはれと成、すでにころさるべきに究りぬ。柴氏あまりのかなしさに、せんかたなくや思ひけん、わが子をつれて奉行所へいで、このものを兄の身がはりにたて、兄をばゆるし給へ、兄なくては我世にすむ事あたはず、兄をころし給は、罪なくとも吾をももろともころし給へと、ひたすらになげきけれども、聞いる、人もなし。とらはれたる継子これを聞て、吾こそ罪ありて角は成ぬ、なんぞ罪もなき弟をころし給はんやと、いとさだかに奉行所へ申上けり。時の奉行この事をき、て、いか様めつらしきやうすなり、定て弟は継子に兄は實子なるゆへにこそとうたがひ、その里の人にたつねられければ、里人こたへけるは、兄は継子にして弟は實子なり。この母つねに継子にいづくしみふか、りけるが、今度とらへれとなりしを聞て、したしき友にかたりけるは、わが實子かくなるをすておきたらんは、亡夫のうらみも有まじ。継子の角なるをすておきなば、亡夫のうら

みさこそ思へば、夜もねられず、食物もあぢはひをしらす。しよせん弟にかへば、亡夫のうらみもなく、わが心も是程まではくるしかるまじとつくだきけると承ると、委く夫の死せる時の事までを語り、奉行是を聞いて感涙をながし、角有難き繼母の望みなれば、他にことなるべしとて、具に奏聞ありければ、天子も勅感あつて死罪をゆるしてかへしたまはり、その、ち勅使をもて褒美をくだされ、其門を旌し世の鑑みなし給へり。

柴氏に希代不思議の福二あり。國賊と成たるもの、死罪をゆるされぬる福ひ、その一なり。まづしき寡の身として、かたじけなくも勅使をうけたる福ひ、その二なり。柴氏慈善をなす時、この福ひをもとむる心あらんにや。たゞ仁性の惻隱くからざるものなり。これまことに慈善は百福の源なるによつて、響の聲に應ずることく、もとめざるに得たり。されば殘惡の繼母の継子をころせるは、わが子の福ひをもとめんとの心なれども、殘惡は禍ひの根なるによつて、かならずわが子の禍ひもとめずしてきたる。よくよく天道自然の妙理をわきまふべし。

『她吉録』…柴母捨己子蔭前子而光寵<sup>36</sup>

柴母、晉陵秦潤夫繼室也、柴甫生子、而潤夫死、以前妻子為托已而家日落、柴辛勤紡績、撫二子篤恩遣就學、至正中、盜作、前妻子沒於賊、當論死、柴引己子求代、不許、子亦前請曰、從賊者我、罪何可加兒、瀆死不易言、吏疑次子非柴出、訊他因知之、乃太息曰、婦不忘夫命、信也、子以死、成母志、仁也、上其事、免之、旌其門、

復其家。

非所生子能慈、則感恩必倍、且前人冥冥中、以子為命、有不保祐我者乎、每見酷虐前子者、己子無不受報可見也、然當教之親正人、行正事、不可徒務寬厚姑息、蓋與善人居、自然知親當孝、自省了許多是非驕恣、且兄弟相依一世、未有前子破家敗行、而已子能晏然者、但要實愛之心、信於丈夫及子、則異同之際自無事矣。

右記の二つの説話に共通する大意は以下となる。

秦潤夫の後妻の柴氏は憐れみ深い人であった。秦潤夫が死んだ後でも、前妻が残した子と実子と区別なく一様に慈しみ深く育てていた。ある時、継子が謀反人に協力して囚われの身となり、死刑になることが決まった。柴氏はあまりの悲しさに、実子を連れて奉行所に出向き、実子を継子の身代りにして、継子の罪を許してもらおうと申し上げた。奉行所はこの兄弟はどちらが実子なのかと疑い、里の人に尋ねた。里の人は柴氏が日頃より継子に対する慈しみ深さや、亡くなった夫のことを詳しく語った。奉行所は柴氏の事に感動し、天子に申しあげたところ、天子も感心したので、死罪を許し、継子を帰した。その後、柴氏を褒めたたえて、世の中の手本とした。

両者の相違箇所は以下のである。

(a) 潤夫がなくなる前に、前妻の子を後妻に頼むことについて、『她吉録』ではただ「以前妻子為托」とされている。しかし、『鑑草』では「その臨終の時、妻の柴氏にかたりけるは、次男はその方の實子

なれば、たのむに及ばず、宗領は實子ならねば、とりわきなさけたのむと、いと深く云をきぬ」と詳しく書かれた。また、「柴氏本より慈善なるうへに、亡夫に約したる事なれば、わが子継子の差別なく、一味にいつくしみ深くそだてけり」という補足もされた。

(b) 継子が捕まったことについて、『她吉録』では「柴引己子求代、不許」とされているが、「鑑草」では、「わが子をつれて奉行所へいで、このものを兄の身がはりにたて、兄をばゆるし給へ、兄なくては我世にすむ事あたはず、兄をころし給は、罪なくとも吾をももろともにころし給へと、ひたすらになげきけれども、聞いる、人もなし」と詳しく柴母の気持ちが述べられた。

(c) 奉行人がどちらが実子かを調査することについて、『她吉録』では「更疑次子非柴出、訊他因知之」と簡潔にされている。しかし、『鑑草』では、「時の奉行この事をき、て、いか様めづらしきやうすなり、定て弟は継子に兄は實子なるゆへにこそとうたがひ、その里の人にたづねられければ、里人こたへけるは、兄は継子にして弟は實子なり」とされた。また、「里の人」の証明、すなわち「この母つねに継子にいつくしみふかゝりけるが、(中略)委く夫の死せる時の事までを語り」も補足された。

(d) 柴母に対する評価について、藤樹はまず、事実そのものを論じ、柴母の二つの福を示した。次に、「仁性の惻隱」をもち「慈善のなす」柴母の説話から、「慈善は百福の源」、「善悪は禍ひの根」という天道自然の妙理を掲げた。一方、茂猷は、「每見酷虐前子者、己子無不受

報可見也」「未有前子破家敗行、而已子能晏然者」という否定的な句式を取って、継母として、「實愛之心、信於丈夫及子」、そして「親正人、行正事、不可徒務寛厚姑息」を継子の養育に当たってすべき事を示した。

特に相違箇所(c)に記されている「里の人」の証言(＝藤樹の補足)に注目されたい。藤樹は、より立体的に秦潤夫の後妻である柴母の人物像を表現するために、原文の「他人に訊く(訊他)」をさらに展開させ、「里の人」という第三者の口を借りて、柴母をたたえたと同時に、女性読者に戒めたのである。ここから、柴母が亡夫に信を守り、継子を大切に育て、仁徳佛性を明らかにしたことを強調する藤樹の意図がうかがえよう。

#### 第六組

「鑑草」…程子の母が二子の教育に努めた事<sup>33</sup>

程子の御母侯氏は孝順の徳崇く、そのほまれかくれなかりけり。故に大中公もよのつねの妻のやうにはおぼしめさず、礼儀いとおごそかにうやまひ給ひけれども、侯氏はいよいよ謙りてすこしもとらせ給はず。わづかの事をもかならず大中公の仰をうけて、我ま、におこなはせ給ふことまします。家をおさめ給ふに法ありてはげしからず、婢妾になさけ有て、たとひつみあるもむちうちさいなむ事をきらひたまへり。御子たちの、ゆへなふしてやつこをいかりせめ給ふことあれば、運命の厚薄によりて貴きいやしきかはり有とい

へども、一氣同体の人なれば、理不盡にせめさいなむべき理なし、心ならずのあやまちはたれもあるべき事なれば、かならずばためゆるすべし、など深く戒め給ひぬ。かくあるゆへに家内みな和睦して、こととはに春風和氣の中にあるがごとし。子孫にをしへ給ふ事究めて道ありて、御子たちのすこしもあやまちおはすればかならず戒めとがめ給ふ。もし大ひなるあやまちあれば、大中公へうかゞひてふかく戒め、あらためざればやめ給はず。常々人に語り給ふは、子の不肖なるはかならず母たる人の、姑息の愛におぼれてその子の過ちを戒めせむることをしらず、あまづさへ夫にもおほひかくしてしらしめざるゆへなりとぞ仰られける。かくある故に、御子明道、伊川、幼少の時より、衣服飲食において、ひとつもえらび給ふところおはしませず、よろづ人にすぐれてぞ見え給ひし。父大中公大知あきらかにおはしければ、周子の大賢を見そて。二程をつかはして心學をうけしめ給ふ。二程父の命にしたがひ周子を師として學ひ、遂に大儒となり、道學をいざなひ明らめ給ひしかば、萬世の儒宗となり、名儒おほくその門に出で、伯爵の封をうけ、孔廟の從祀にあづかり、父母も無窮の孝養をうけ、後世にいたるまで、程母の教を誦贊して、天下の正本となり給ひぬ。

二程のうまれつきよのつねならずといへども、幼少の時には徳性をやしなふ母御の教へなく、成人の時に至て父大中公道德の師をえらび心學の指南ましますば、その大徳の成功かたかるべし。されば姑息におぼれざる教へ、衣服飲食においていらびなきをしへ、道

徳の師をえらびて明德を明らかにする教へ、いづれも有難をしへにして、親ごとののつとり守るべきところなり。就中心學の教へ肝要なるべし。大中公の道德の師をえらび給ふは尋常の人よりみれば迂濶なるに似たれども、その子名高く富貴をうけ給ふこと利祿のをしへに越たること千倍せり。よく弁ふべきことにこそ。母たるもの夫のみじかき所あしき事などをその子に語りきかせてよろこぶもの、問に有。これは正しくその子に不孝をおしゆるなり。いかんとなれば子の不孝はかならず親の不是なる所を見るよりおこれり。程母の謙順にしてわづかの事をもうかゞひ給ひぬるば、子に孝をおしゆるの本なり。誰も母たる人心得べき事也。

「鑑草」・程氏の母が孝順、仁慈であつた事<sup>53</sup>

程子の母公侯氏、孝順の徳まめやかにして、家を治むるに法あり。寛仁を本として、何事についてもはげしくせはしからず。奴とがあらりてもむちうつことをきらひ、少々のことをばのどやかにをしへいまして、はげしくいられることなし。これによつてその家よく和睦して、正しく齊りけり。間に子達の奴をしかり責る事あれば、貴賤異りといへども同じく人なれば、さのみいやしみなやますべからずと、深く戒め給ひき。その子にをしへ給ふところ道あるによつて、明道、伊川もろともに大賢となり、大官にのぼり、子、孫、に至るまで、いみじくさかへたまひぬ。

程母は孝慈順仁そなるによつて、造化し給ふ清福なれば、さしていづれとも云がたけれども、貴賤一体の心得、君子もわきまへが

たきところにして、この心得功德無量なれば、造福の修行かならずこれを外にせず。人々此心なきにあらず。侯氏を師とせば、虐念の雲はれて、仁徳のひかりあらはるべし。

『她吉録』…程母和而訓義子為名儒

程母侯氏、程大中公响之妻、明道伊川二程子之母也、母事舅姑、内外聞其孝、大中公禮敬特甚、而母益謙順自牧、罔或悖焉。雖小事未嘗專、必稟命而後行、治家有法、不嚴而整、不喜笞扑婢侍、或兒女諸子、小有呵責、必戒之曰、貴賤雖殊、人則一也、恕僕妾之過、惟恐有傷、獨諸子有過、小則詰責、大則請命於大中公、必求其改而後止、嘗曰、子之所以不肖、皆母蔽其過、則父不知、而無繇以正之也、故二程夫子、于飲食衣服、一無所擇、學成大儒、大程官至御史中丞、二程官至侍講、一代名儒、多出其門、配享孔廟、封為伯、後世誦程母教子不衰。

二程子とは、中国北宋の兄弟の儒学者程顥・程頤の尊称である。二程子が天理と人性との関連を論じ創立した性理学は、南宋の朱熹によって集大成されている。その学問を後世に「程朱理学」と呼ばれる。二程子の母の説話について、藤樹は『她吉録』の「程母和而訓義子為名儒」を底本とし、教子報で「程子の母が二子の教育に努めた事」を、仁虐報で「程氏の母が孝順、仁慈であった事」をそれぞれ違う視点から二度も述べている。これも、同一説話を重複借用するのは「鑑草」では唯一見られる事例である。「程母和而訓義子為

名儒」の大意は以下のとおりである。

程子の母の侯氏がよく舅姑に孝行を尽くした。大中公がその妻の侯氏を礼儀正しく敬つただけに、侯氏もより謙虚に従順に従い、少しも大中公に刃向わなかつた。ちよつとしたことでも、大中公に報告し、その意向を聞いて行動する。道理正しく家を治め、厳しくはないが、家庭倫理は整然とした。侯氏自身もそうだし、子供たちにも使用人を傷つけないように接するようにさせた。侯氏は、子供の過ちを隠さずに大中公にも知らせ、子供たちには過ちを改めるように戒めた。故に、二程子が服や食べ物の選り好みをせずに、学問に励んだ結果、大儒になった。その時代の名儒を数多く育成して、孔廟に祀られ、伯爵の号を受けた。程子の母のことは後世に長らく謳われた。

まず、『她吉録』原文を照らし合わせてみると、教子報にある「程子の母が二子の教育に努めた事」はほぼ忠実に原文を還元したと知られる。一方、仁虐報にある「程氏の母が孝順、仁慈であった事」は「不喜笞扑婢侍、或兒女諸子、小有呵責、必戒之曰、貴賤雖殊、人則一也」という家事使用人に優しく接するところのみを選出して、巻目に合わせて仁虐の報いを述べた。

次に、茂猷は論評をつけていない一方、藤樹は婦人徳目に合わせて、教子を「程母の謙順にしてわづかの事をもうかゝひ給ひぬるば、子に孝をおしゆるの本なり。誰も母たる人心得べき事也」に、仁虐を「侯氏を師とせば、虐念の雲はれて、仁徳のひかりあらはるべし」にお

いて母たる婦人に戒めた。

最後に、「鑑草」の他所で見られない重複借用の理由を探究する。

第一に考えられるのは程子の母の品性を讃嘆する藤樹の気持ちである。「程母の謙順にしてわづかの事をもうかゝひ給ひぬるば、子に孝をおしめるの本なり」と藤樹は程子の母の育児について称えただけでなく、「奴とがあらてもむちうつことをきらひ、少々のことをばのどやかにをしへいまして、はけしくいかれることなし」という家事使用人に接する時の「貴賤一体の心得」もわきまえるべきだと評価した。第二にあげられるのは藤樹の朱子学に対する態度である。藤樹は陽明学を受容して、独自の学問を形成しつつあったと年譜からうかがわれるものの、その学問は朱子学から出発したものであり、学問を修める入門の時に、朱子学からかなり影響を受けたことは看過してはならない。第三に「神明に通ずるを孝行の至極なり」と主張する藤樹の宗教的性格があげられる。「儒道はすなはち皇上帝・天神地示の神道なれば、(中略) 我人の大始祖の皇上帝、大父母の天神地示の命をおせうやまひ、其神道を欽崇して受容するを孝行と名づけ、又至徳要道と名づけ、また儒道と名づく」と記しているように、藤樹は孝を「我人の大始祖の皇上帝、大父母の天神地示の命」と同義に扱っている。また、孝は「翁問答」において「皇上帝・天神地示の神道」、「儒道」と、「鑑草」において「明德佛性」、「仁徳」、「孝徳」と名付けられている。以上の考察から、藤樹はその「神明を信仰するは儒道の本意にて候」という儒者立場を程子の母の説話の重複借

用によってある程度表したと考えられる。

#### 四 「鑑草」の思想の核心

以上のように、婦人徳目と説話内容という二つの面から、藤樹における『她吉録』受容と取捨選択の具体的な様相を明らかにした。

まず、『她吉録』女鑑の十徳目に対して、藤樹は家庭内における婦人の交際圏または交際対象を親疎関係別に整えて、また対象によって微妙に変化する婦人の役割認識を中心に、つまり、親子夫婦から親族、使用人へとそのサークルを広げ、自ら巻順を改めて六巻に分けて八徳目を述べている。これも、藤樹が「翁問答」で記した「婦徳の大がい」を意識しながら選定し付番した徳目である。「翁問答」において、藤樹は「夫婦のみち、別を本とす」と主張し、「妻のみち」として、「先舅姑に孝行なるを順正の第一とす。さて貞烈の徳をまもり、女事をよくつとめ、さほうただしく、おつとの下知にしたがひ、家をととのへ、子孫をそだて、宗族を和睦し、家人におんをほどこすは婦徳の大がいなり」と記している<sup>(38)</sup>。また、この八徳目は前述の「鑑草」の序文で掲げている明德佛性の修行とも一致している。

次に、計六組の説話同士において、『她吉録』と「鑑草」との異同比較を行ったことにより、説話内容の取捨選択も藤樹は孝思想から出発し、それぞれの徳目と関連付けながら、『她吉録』から選出した各説話を整理し、説き直したことがうかがわれた。

第一組は舅姑に孝行を尽くすことに関する説話であり、藤樹は、

物我の隔心を打ち解け、舅姑に孝行の誠を尽くせば、神明のご加護を授けられ、世々代々幸せになると説いている。第二組は節を守ることに関する説話であり、藤樹は、不義無道を行わず一心に夫に仕えることが天地自然の道理に従うことであると述べている。第三組は不嫉の徳を明らかにすることに關する説話であり、藤樹は、妬毒の過ちを改正すれば、神明の慈悲に恵まれ禍を福に転じることができると示している。第四組は子供を正しく教え育てることに關する説話であり、藤樹は、母徳の教化が最も根本で真実である故に、慈悲正直を基本とし胎教の心持ちを重視すべきだと主張している。第五組は教子の延長線上にある継子の扱いに關する説話であり、藤樹は、継子と我が子と区別せずに慈しみ深く育てることを強調している。第六組は家事使用人に情け深く接することに關する説話であり、藤樹は、程子の母のように、謙虚従順し、万物一体の仁をもつて貧賤富貴問わずに家事使用人に情け深く接するべきであると婦人に戒めている。

右記の六組に限らず、藤樹は「鑑草」のすべての説話において、「善悪のむくひは、谷にこえをあぐるがごとくなれば、善を思ひ善をおこなふには、かならず善のむくひあり。悪を思ひ悪をおこなへば、かならず悪のむくひ有。これ誠に天地感応の妙理なり」とあるように、善因善果悪因悪果という「天道自然妙理」を貫徹している。これも、「求福避禍、人情之常也。然人不辨惠吉逆凶惟影響底道理。是以安于暴棄而不能改過遷善」という現実に直面する藤樹は「以禍福為勸戒、而

止於至善」と考え、「改過遷善之機」として福善禍淫という「感応之妙理」を「鑑草」において掲げているからである。<sup>41)</sup>「至善」について、藤樹は「至誠無息之良知」「良知之別名号」と解釈しており、また「大學」発端之三言。曰明德。曰親民。曰至善。厥所指雖異、其實惟同<sup>42)</sup>とあるように、「至善」と「良知」「明德」を同義に使用している。言葉としてそれぞれの表現が異なるものの、いずれも藤樹において孝の同義語として使用されていることは前述によつて明らかになっている。言い換えれば、藤樹は「人極の第一義なる」孝から出発し、儒教における感応思想、仏教における因果応報思想、道教における勸善懲惡思想などの融合による明德佛性への大成を「鑑草」の怪異説話に託して遂行している。

一方、「她古録」自序の冒頭において、「世界只此慈悲接引一脈」と記されているように、救世の悲願に燃える茂猷は、経世出世を第一義とし、単に伝統的な儒教の枠にと執われず、儒仏道三教にわたるその道を究め、異常な手段を弄してでも常人の迷妄を打破しようとしている。<sup>43)</sup> 仏教用語である「慈悲」は、藤樹から見れば、「慈悲清浄の心を儒家には仁徳と名づけ、佛法には佛性と号す<sup>44)</sup>」とあるように、「慈悲心」と「仁徳佛性」を同一視しており、「百福の根本」と位置付けている。また、「無欲の慈悲心を仁と名づく。(中略)孝慈は一徳にして二の名なり。この孝慈の仁性は天地の大徳百福の源なるゆへに、仁性をうしなはざれば、必ず(中略)福報いみじきものなり<sup>45)</sup>」とあるように、慈悲は孝徳、仁徳と同義に使用している。

すなわち、八徳目やその下にある応報説話が内容上、時代上それぞれ異なっているものの、その根底には、婦人に現世における自己実現を求めさせるといふ藤樹の熱烈な願望がある。言い換えれば、茂猷の『妣吉録』を借りて自らの孝思想を伝えるために用いる藤樹は、この意味から見れば、「鑑草」における『妣吉録』からの「借用」に大成功している。そもそも孝の人生意義を追求した藤樹思想の展開を考える時、「鑑草」の存在を無視することはできない。仏教的にいう慈悲清浄の心も、儒教的にいう孝徳仁徳の本心も、挙句の果て藤樹において明徳佛性の修行、いわば孝の実践倫理に帰一している。

おわりに

以上、両者の比較検討を中心に、「鑑草」における『妣吉録』からの「借用」問題をめぐって考察を行った。第一章では、藤樹は婦人にも致良知を望む立場で「鑑草」という勸戒本を著し、本書の至る所に「明徳佛性」という造語を示しており、また本心を明らかにする修行として、六卷八徳目と展開し各々の意味について説明していることを述べた。第二章では、三教兼修の茂猷は救世の悲願に燃え世道人心を一新させるため、儒教の庶民化運動という風潮の中、『妣吉録』を著し、その善書思想及び彼の知識人としての立場を示していることを述べた。続いて第三章では、徳目の取捨選択、説話の取捨選択、説話内容の取捨選択から、「鑑草」と『妣吉録』との比較検討を行った。具体的な内容について、六組の説話同士を例としてあげ、

その相異なる箇所をいかに違うのかを明らかにした。最後の第四章では、藤樹の取捨選択の判断基準はその孝についての理解と関っていることを述べた。福善禍淫の応報思想の受容も、仏教教義の慈悲佛性に対する包摂も、すべては藤樹によって「神妙不測、廣大深遠」の孝徳に帰一されている。つまり、藤樹は儒者立場に身を置きながら、その孝思想を伝えるために茂猷の『妣吉録』を「借用」したのである。一方、近世日中文化交流史において、儒学の「日本化」、「土着化」、すなわち外来の「他者」文化を積極的に摂取するとともに、批判的に読み直すという現象は、その受容または変容の過程において発生している<sup>⑩</sup>。中国善書『妣吉録』の「借用」をめぐって、本稿で検討した藤樹の「鑑草」もその一例に当たるであろう。藤樹より時代が少し遅れるものの、藤樹と同様に『妣吉録』に濃厚な興味を示した江戸前期の知識人として、仮名草子作家の浅井了意（?～一六九二）や儒学者の藤井懶斎（一六二八～一七〇九）もあげられる。了意の勸戒説話集『堪忍記』と懶斎の善行故事集『大和為善録』における『妣吉録』の「借用」は如何なるものなのかについては、別稿にて検討したい。

本稿はお茶の水女子大学中国文学会二〇一七年九月例会における報告を基に大幅に加筆・修正したうえでまとめたものである。



注

- (1) 花田富二夫「近世初期三教思想の一資料『勸善書』に関して(二)」『教養・文化論集』七(一)二〇一二年、一三三〜一三三頁。
- (2) 本書は藤樹が三十六七歳に執筆したもので、「翁問答」以後のものであると多くの先行研究によって明確にされている。例えば、中江藤樹著、加藤盛一校註『鑑草・附 春風・陰隲』(岩波文庫、一九三九年)など参照。
- (3) 『鑑草』に収められている六十一條の説話のうち、四十八條ではなく、五十條は『她吉録』からであるという説もあるもの、いずれも『她吉録』が圧倒的であるところに論評が一致している。筆者は自らの検証(詳細は後述)より、四十八條説に賛同する。
- (4) 呉震は「中国善書在近世日本の流衍及其影響…以中江藤樹的宗教觀为中心」(『白山中国学』一九、二〇一三年)において、「借用」を「為我所用(私の為に用いる所)」と解釈している(一七〜一七頁)。
- (5) 木村光徳・牛尾春夫『中江藤樹・熊沢蕃山』(明徳出版社、一九九四年)一一二〜一二三頁。
- (6) 酒井忠夫『中国善書の研究』(国書刊行会、一九九九年)四七一〜四七八頁。
- (7) 青山忠二『鑑草論考(近世初期文学の諸問題)』『国語と国文学』五八(一一)一九八一年、八三〜九八頁。
- (8) 高橋文博「『鑑草』再考」『季刊日本思想史』五四、一九九九年、五二〜八二頁。
- (9) 注(4)参照。
- (10) 吉田公平「東アジアにおける中江藤樹の位置」『東洋古典學研究』二、一九九六年、一三七〜一四七頁。
- (11) 『藤樹先生年譜』として、『藤樹先生全集』における各伝本(岡田氏本・川田氏本・会津本)に窺見されるそれぞれの異同は、先行研究によって認められている。そのため、本稿においては藤樹の伝記的記述は上記各伝本によるが、これらについては必ずしも一々注記しない。
- (12) 順は「心だて柔儒に、ものいひかほぶりたちふるまひまでも、やはらかにしたがふ徳なり」と、正は「義理さほうをたたくまもる徳なり」(『全集』三、九四頁)と記されている。なお、藤樹関係資料について、「孝経啓蒙」以外は中江藤樹著、藤樹神社創立協賛会編『藤樹先生全集』第一〜五巻 藤樹書院、一九二九年による。本稿で引用する場合は、『全集』と略記する。以下同じ。
- (13) 『全集』一、四四〇〜四四三頁。
- (14) 『全集』一、四三一〜四三三頁。
- (15) 『全集』三、三二七〜三三〇頁。
- (16) 注(6)参照。
- (17) 寺田隆信は『明代郷神の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇

九年)において、「郷紳」は生員・監生・挙人・進士などの身分乃至資格をもち、郷里に居住する者の総称であったと定義付けている。

- (18) 『她吉録』度集官鑑家居門郷紳家居斃行之報、五四頁。注(21) 参照。
- (19) 呉震「雲起社 与十七世紀福建郷紳的勸善活動」『雲南大学学报(社会科学版)』十一(五)、二〇一二年、四一〜五四頁。
- (20) 酒井忠夫、前掲書、四六六〜四七〇頁。
- (21) 内閣文庫の所蔵として、『她吉録』は明崇禎四年版と清乾隆四十三年版という二種類の蔵本がある。明版は九巻あり、清版は八巻ある。明版には清版より一卷多く首巻があり、そこには著者の知友の顧錫疇、林針、祁彪佳の叙、顔茂猷自序、同人の王東里らの評と「七辯」「六祝」「三破」という三つの前書き文章などが載っている。本稿は、清版を参考にしつつ、明版を底本にするものである。なお、本稿で引用する場合は、『她吉録』と略記する。以下同じ。
- (22) 『全集』三、「鑑草」卷之一 孝逆之報、三二六〜三二八頁。
- (23) 『她吉録』平集公鑑女鑑門孝逆報、七五〜七六頁。
- (24) 中江藤樹著、加藤盛一校註『鑑草』附春風・陰陽(岩波文庫、一九三九年)、一六頁。
- (25) 『全集』三、「鑑草」卷之一 守節背夫報、三六五〜三六七頁。
- (26) 『她吉録』平集公鑑女鑑門守節背夫報、九二〜九三頁。
- (27) 『全集』三、「鑑草」卷之三 不嫉妬毒報、三九一〜三九四頁。
- (28) 『她吉録』平集公鑑女鑑門妬毒報、九四〜九五頁。
- (29) 『全集』三、「鑑草」卷之四 教子報、四〇九〜四一〇頁。
- (30) 『她吉録』平集公鑑女鑑門教子報、八七〜八八頁。
- (31) 『全集』三、「翁問答」上卷之本、八七頁。
- (32) 『全集』三、「鑑草」卷之五(一) 慈殘報、四三二〜四三三頁。
- (33) 『她吉録』平集公鑑女鑑門慈殘報、八六〜八七頁。
- (34) 『全集』三、「鑑草」卷之四 教子報、四二二〜四二四頁。
- (35) 『全集』三、「鑑草」卷之五(二) 仁虐報、四四四〜四四五頁。
- (36) 『她吉録』平集公鑑女鑑門教子報、八八〜八九頁。
- (37) 『全集』三、「翁問答」下卷之末、二二〇頁。
- (38) 近藤齊「女家訓」の成立『清和女子短期大学紀要』三、一九七一年、一〜二頁。
- (39) 『全集』三、「翁問答」上卷之本、九五頁。
- (40) 『全集』三、「鑑草」卷之一 孝逆之報、三二六頁。
- (41) 『全集』一、「送中西子」、一九三〜二〇二頁。
- (42) 『全集』一、「送山田子」、一八五〜一八八頁。
- (43) 荒木見悟「顔茂猷小論」『明代思想文芸論集』共同研究・共同報告 一九八一年、九七〜一〇六頁。
- (44) 『全集』三、「鑑草」卷之二 守節背夫報、三五七頁。
- (45) 『全集』三、「鑑草」卷之五(一) 慈殘報、四二八〜四二九頁。
- (46) 下見隆雄「中江藤樹における女性への視点」藤樹思想と『鑑草』

の位置」『季刊日本思想史』五四、一九九九年、三四～五一頁。  
(47) 呉震『顔茂猷思想研究』(東方出版社、二〇一五年)、三七〇～  
三九三頁。

董航 「鑑草」における『施古録』からの「借用」問題